基本方針３　障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

【基本的方向】

|  |
| --- |
| ① 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。  ②　障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。  ③　｢個別の教育支援計画｣や｢個別の指導計画｣の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。  ④　関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。  ⑤　私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。 |

【重点取組の点検結果】

| **項目** | | **目標**  **（目標年次）** | **計画策定時** | **R4年度実績** | **進捗**  **状況** | **実施事業（R4年度）** | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **重点取組** | **具体的取組** | **事業名** | **実施内容** |
| 15 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備  《基本的方向①》 | 52 府立支援学校の教育環境の充実 | － | － | － | － | 知的障がい支援学校新校整備事業 | ◆元西淀川高校を活用した新たな知的障がい支援学校の整備について、令和６年４月の開校へ向けて実施設計を行い、工事に着手した。また、生野支援学校の移転整備に関する基本計画を策定した。 |
| 53 通学時間の短縮に向けた通学バスの充実 | 全児童・生徒の乗車時間：  60分以内 | 60分を超える乗車時間を要する児童生徒が3.9%  （平成29年度） | 60分を超える乗車時間を要する児童生徒が2.3% | × | 府立支援学校通学バス運行事業 | ◆乗車時間短縮等のため、通学バスを７台増車しているほか（合計339台）、通学バスの効率的なコース編成等を検討した。 |
| 15 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備  《基本的方向①》 | 54 支援学級  ・通級指導教室の充実 | 【支援学級】  障がい種別による支援学級の設置の促進 | 複数の障がい種別が混在する支援学級  小：2.07%  中：3.17%  （平成29年度） | 複数の障がい種別が混在する支援学級  小：1.12%  中：1.65% | ◎ | 障がい種別ごとの支援学級の設置の拡充 | ◆小・中学校において、個々の障がいにきめ細かく対応するため、障がい種別による支援学級の設置を進めた。 |
| 【通級指導教室】  基礎定数化による通級指導教室の充実 | 41市町村において、206教室  （小学校156教室、中学校50教室）  （平成29年度） | 41市町村において、404教室  （小学校302教室、中学校102教室） | ◎ | 通級指導教室の設置 | ◆通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、市町村の設置計画に基づき通級指導担当教員を配当した。 |
| 【通級による指導（府立高校）】  通級による指導の充実 | 国事業において府立1校でモデル実施  （平成29年度） | 府立高校10校で実施 | ◎ | 府立高校における通級による指導 | ◆府立高校で学ぶ発達障がいや、その特性のある生徒を対象とした自校通級による通級指導教室を府立高校10校で実施した。  ◆教育庁内に外部有識者等からなる「大阪府立高等学校通級指導運営委員会」を設置し、教育、作業療法、心理等の有識者から、各設置校通級指導担当者への指導助言や、発達障がいの基礎知識や指導・支援に関する研修会を実施した。  ◆これまでの取り組み状況等を踏まえ、令和５年度から新たに府立高校１校に通級指導教室を設置することとした。 |
| 15 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備  《基本的方向①》 | 55 医療的ケアを実施する体制整備の支援 | 小・中学校におけける安全・安心な医療的ケア実施体制の整備の促進 | 必要な全小・中学校に看護師を  配置：  28市町  小学校109校  中学校22校 | 必要な全小・中学校に看護師を  配置：  31市町  小学校171校  中学校34校 | ◎ | 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業 | ◆学校看護師の周知や定着支援を行うとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒が転入学する際の施設整備等や、外部人材活用、医療的ケア児等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村教育委員会に対し、その経費の一部を補助した。 |
| 56 自立支援推進校、共生推進校の充実と、その成果の府立高校全  体への普及 | 自立支援推進校：  ９校  共生推進校：  10校  （令和２年度） | 自立支援推進校：  ９校  共生推進校：  ８校 | 自立支援推進校：  11校  共生推進校：  10校 | ◎ | 知的障がいのある生徒の教育環境整備事業  高等学校支援教育力充実事業 | ◆大阪市立高校の府への移管に伴い、府立桜宮高校及び府立東淀工業高校に引き続き知的障がい生徒自立支援コースを設置し、自立支援推進校を11校とした。  ◆自立支援推進校等から４校を支援教育サポート校と位置づけ、支援教育サポート校による府内高等学校への訪問・来校相談や、支援教育コーディネーター連絡会を実施した。また、教育庁内に医療等専門家チームを設置し、必要に応じて府立高校に専門家を派遣し、教育支援体制等について専門的見地から指導助言等を実施した。 |
| 57 障がいのある生徒の高校生活支援の充実【基本方針２（２）具体的取組37の再掲】 | スクールカウンセラーや介助員、学習支援員を希望する全府立高校に配置  （平成30年度から） | 全府立高校にスクールカウンセラーを配置  （平成29年度） | 全府立高校にスクールカウンセラーを配置  （平成26年度より継続） | ◎ | 障がいのある生徒の高校生活支援事業 | ◆エキスパート支援員として、全ての府立高校にスクールカウンセラーを配置した。  ◆生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うため、希望する全ての高校に介助員、学習支援員を配置した。 |
| 15 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備  《基本的方向①》 | 57 障がいのある生徒の高校生活支援の充実【基本方針２（２）具体的取組37の再掲】 |  | 学校生活支援員（介助員）：29校  学習生活支援員（学習支援員）：  38校  （平成29年度） | 学校生活支援員（介助員）：30校  学習生活支援員  （学習支援員）：  39校 | ◎ |
| 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校のうち、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合：　100％をめざす | 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校のうち、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合：　86.8％  （平成28年度） | 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校のうち、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合：　100％ | ◎ | 「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進 | ◆障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校に対し、「個別の教育支援計画」を作成し活用するよう指導助言した。 |
| 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校のうち、「個別の指導計画」を作成している学校の割合：  100％をめざす | 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校のうち、「個別の指導計画」を作成している学校の割合：  86.3%  （平成28年度） | 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校のうち、「個別の指導計画」を作成している学校の割合：  100% | ◎ | 「個別の指導計画」の作成・活用の促進 | ◆障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校に対し、「個別の指導計画」を作成し活用するよう指導助言した。 |
| 15 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備  《基本的方向①》 | 58 地域とともにある支援学校づくり | 居住地校（児童・生徒が居住する地域の学校）との交流を２人以上実施している学校の割合：  100％をめざす | 居住地校（児童・生徒が居住する地域の学校）との交流を２人以上実施している学校の割合：  小学部：88.9％  中学部：48.6％  （平成28年度） | 居住地校（児童・生徒が居住する地域の学校）との交流を２人以上実施している学校の割合：  小学部：89.2％    中学部：67.6％ | × | 大阪府障がい児理解推進事業 | ◆府立支援学校の幼児児童生徒と幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び地域の人等との交流を通じて、障がいの有無にかかわらず、ともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むため、居住地校交流を実施した。コロナ禍において、やむを得ず中止とした学校もあったが、オンラインやビデオレターを積極的に活用するなどして、交流機会の確保に努めた。 |
| 学校間交流をホームページに掲載している学校の割合：  100％をめざす | 学校間交流をホームページに掲載している学校の割合：  10.9％  （平成28年度） | 学校間交流をホームページに掲載している学校の割合：  78.3％ | × | 大阪府障がい児理解推進事業 | ◆府立支援学校の幼児児童生徒と幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び地域の人等との交流を通じて、障がいの有無にかかわらず、ともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むため、各支援学校が学校間交流を実施するとともに、ホームページなどを活用して実施内容を掲載し、啓発を行った。コロナ禍においてオンライン交流等の工夫を加え交流機会の確保に努めたことにより、府立支援学校の学校間交流は前年度比でプラス110回となった。（R3年度287回、R４年度397回） |
| 59 授業改善への支援 | 授業づくり研修受講者の肯定的評価：  90％以上  （平成30年度から） | 授業づくり研修の実施  （平成29年度） | 授業づくり研修受講者の肯定的評価：  95.8％ | ◎ | 支援学校初任者研・インターミディエイトセミナー・支援学校10年研・アドバンストセミナー・支援学校幼稚部新規採用教員研修 | ◆支援学校初任者、採用後２～４年目の支援学校教諭、教職経験年数10年，採用後５～９年目の支援学校教諭に対して授業づくりに関わる研修を実施した。（Ｒ４年度は支援学校幼稚部新規採用教員研修の対象者なし） |
| 15 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備  《基本的方向①》 | 59 授業改善への支援 | 「授業づくりガイドブック」を活用したパッケージ研修支援を実施  （平成30年度から令和４年度までで延べ30校） | 「府立支援学校パッケージ研修支援」の実施：  ６校  （平成29年度） | 「府立支援学校パッケージ研修支援」の実施：  ６校  （平成30年度から延べ33校） | ◎ | 府立支援学校パッケージ研修支援 | ◆指導主事による全体研修、事前授業参観、研究授業、研究協議等６校合わせて32回実施した。  ◆各校の取組み事例をまとめ、教育センターのウェブサイトにアップした。 |
| 16 就労を通じた社会的自立支援の充実  《基本的方向②》 | 60 職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を中心とした就労支援体制の構築 | 教育課程編成の見直しを図り、キャリア教育を各学部の教育課程に位置付け、具体的なキャリア教育の取組みを充実 | 「教育課程改善事業」の実施：  支援学校モデル校２校（生野支援学校、東淀川支援学校）に教育課程改善アドバイザーの派遣等  （平成29年度～  令和１年度） | 教育課程改善事業の更なる充実の為、「キャリア教育支援体制強化事業」の実施：  （令和２年度～令和４年度）：  支援学校モデル校２校（思斉支援学校、交野支援学校四條畷校）にキャリア教育アドバイザーの派遣、教育課程の見直しや関係機関とのネットワークの構築等 | ◎ | キャリア教育支援体制強化事業 | ◆支援学校モデル校２校において「キャリア教育課程研修・会議」を開催し、各校におけるキャリア教育の見直しを行い、充実を図った。また、取組みをサポートするために、キャリア教育アドバイザーを派遣した。  ・教育課程に早期から系統性のあるキャリア教育の視点を取り入れるため、現教育課程の内容整理及びそれに基づくキャリアプランニングマトリクスの作成  　（思斉支援学校）  ・地域資源を活用した校外職業体験活動等  　（交野支援四條畷校）  ・中間報告会の開催（令和４年３月）  　府立支援学校全校のキャリア教育担当者を対象に中間報告会を行った。  ・成果報告書の作成（令和５年３月）  　モデル校における３年間の取組みを成果報告書として作成し、全支援学校へ配付した。 |
| 16 就労を通じた社会的自立支援の充実  《基本的方向②》 | 61 関係部局の連携による就労支援の充実 | 【職業訓練の実施】  大阪障害者職業能力開発校・高等職業技術専門校の障がい者の職業訓練における就職率：  80%以上を維持  (令和4年度から令和8年度まで) | 大阪障害者職業能力開発校・高等職業技術専門校の障がい者の職業訓練における就職率：  85.6％  （平成28年度） | 大阪障害者職業能力開発校・高等職業技術専門校の障がい者の職業訓練における就職率：76.3% | × | 就職面接会の実施 | ◆大阪障害者職業能力開発校において、府内の障がい者訓練生を対象に就職面接会を実施した。  令和4年11月24日  参加企業数： 4社  参加生徒数：10名（応募件数：13件）  （内定者数： 1名） |
| 特別委託訓練における就職率：80％以上を維持  (令和4年度から令和8年度まで) | 特別委託訓練における就職率：  90.4%  （平成28年度） | 特別委託訓練における就職率：83.1% | ◎ |
| 【府庁職場における職場実習】  受入人数：  各支援学校１人 | 受入人数：  18校22人  （平成29年度） | 支援学校等生徒  （高等学校知的  障がい生徒自立  支援コースの生  徒を含む）：  ７校７名 | × | 知的・精神障がい者を対象とした庁内職場実習 | ◆府立支援学校等の生徒や就労支援機関等を利用する知的障がい者・精神障がい者を対象に、大阪府庁内での職場実習を実施した。  就労支援機関等からの受入について  知的障がい者　７名  精神障がい者　３名 |
| 16 就労を通じた社会的自立支援の充実  《基本的方向②》 | 61 関係部局の連携による就労支援の充実 | － | － | － | － | 障がいのある方の職場体験実習  （守衛室） | ◆庁舎管理課において就労移行支援施設や府内支援学校等に在籍する高校生等を対象に、守衛による職場体験実習（Ａコース：守衛業務、Ｂコース：庁舎の植栽剪定業務）を行い、各コースで普通救命講習を実施し、修了書を交付した。  　受入人数68名  ・Ａコース21名  ・Ｂコース47名  ※新型コロナウイルス感染症の影響により、学校等からキャンセルがあり、予定していた人数より減少となっている。 |
| 【農を通じた就労体験】  府立環境農林水産総合研究所での支援学校生徒の農業実習受け入れの継続 | 府立環境農林水産総合研究所での支援学校生徒の農業実習受け入れ：  12回延べ180名  （平成29年度） | 府立環境農林水産総合研究所での支援学校生徒の農業実習受け入れ：  20回延べ204名 | ◎ | ハートフルアグリの推進 | ◆大阪府立環境農林水産総合研究所内の福祉農園において、障がいのある子どもが農業体験できる場を提供し、地域の障がい児童及び青年を受け入れた。  ◆研究所内の高設栽培設備等を活用し、支援学校生徒の栽培作業実習を実施した（14回、延べ125名）。  ◆農業大学校ぶどう園において支援学校生徒等に対する実習を実施した。  （６回、学生延べ79名、教員延べ12名） |
| 16 就労を通じた社会的自立支援の充実  《基本的方向②》 | 61 関係部局の連携による就労支援の充実 | 教員向け講習会の継続実施 | 教員向け講習会：　１回  （平成29年度） | ハートフル農業に取り組む企業、社会福祉法人、農家及び府立支援学校等の指導者・支援者を対象とした講習会等：  ７回 | ◎ | ハートフル農業講座(環境農水研農業大学校)及び中学校「技術」指導力向上研修(教育センター) | ◆農業に関する知識・技術及び障がい者が取り組みやすい農作業や管理におけるコツの習得による指導力の向上を目指した講義・実習等を実施した。（計７回、延べ73名）  ・基礎セミナー（１回）  ・栽培基礎講義及び実習（４回）  ・実践農場見学（１回）  ・発展セミナー（１回） |
| 教員に対する技術支援の継続実施 | 教員に対する技術支援：  12回  （平成29年度） | 教員に対する技術支援：  ８回 | ◎ | ◆支援学校教員に対し、農業技術の直接指導及びアドバイスを行った（８回）。 |
| ３部局連携による企業情報等の情報交換 | ３部局連携による合同職員研修（１回）や支援学校見学会（５校）の実施  （平成29年度） | ３部局連携による企業情報等の情報交換、協力企業での職場実習の実施 | ◎ | 部局連携による合同職員研修や学校見学会の実施 | ◆部局（商工労働部、福祉部、教育庁）連携の合同職員研修（８月）と、企業を対象とした支援学校見学会を５校においてのべ10回実施した。 |
| 支援学校卒業後の多様な学習等の場づくり | － | 学校卒業後等の「学びの場」の公表の実施 | ◎ | 学校卒業後等の多様な学習等の場づくり | ◆学校卒業後等の「学びの場」公表要綱に基づいて、府内「学びの場」を公表した。  公表件数：15件 |
| 17 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実  《基本的方向③》 | 62 府立支援学校におけるセンター的機能の発揮 | 特別支援学校教諭免許状保有率：  100%をめざす  （令和２年度から） | 特別支援学校教諭免許状保有率：  67.3%  （平成29年度） | 特別支援学校教諭免許保有率：　87.5% | × | 特別支援学校教員免許法認定講習事業 | ◆新型コロナウイルス感染防止対策を講じながらコロナ禍前と同様の定員の規模で教員の特別支援学校教諭二種免許状の取得を推進するため、免許法認定講習を実施した。（堺市と共催）  ・単位修得者　令和４年度 延べ1598名  ◆大阪大谷大学の協力のもと、府立支援学校教員等対象の第２認定講習を実施した。  ・単位修得者　令和４年度 延べ342名  ◆府立支援学校の教諭・常勤講師を対象に、免許状保有率及び単位履修状況調査を行うとともに、単位修得者の免許状申請状況調査を実施し、年度内の申請を強く促した。  ◆実態調査、認定講習受講促進により免許状保有率は 87.5％と改善傾向が継続している。今後も文部科学省より好事例として紹介された実態調査を継続するとともに、令和５年度も認定講習受講を強く働きかけ、必要単位数を習得させるなど、保有率向上に向け、より効果的な対応策を講じていく。 |
| 全府立支援学校に「地域支援室」を整備 | 府立支援学校　31校に地域支援室を整備  （平成29年度） | 府立支援学校　44校に地域支援室を整備 | ◎ | 支援教育地域支援整備事業 | ◆各支援学校のリーディングスタッフが地域の小・中学校等からの要請に応えて訪問相談等の地域支援を行う体制や地域支援室の確保を進めた。 |
| 17 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実  《基本的方向③》 | 62 府立支援学校におけるセンター的機能の発揮 | 全ブロックにおいて、拠点校に相談支援窓口を一本化し、多様化する支援要請に即応できる体制を構築 | 拠点校モデルとして３ブロックが実施  （平成29年度） | 拠点校モデルとして３校が実施 | × | 支援教育地域支援整備事業 | ◆各地域ブロック内で指定された推進校（府立支援学校）を中心に、地域ブロック内の相互連携と情報共有をすすめ、地域支援体制の充実のための課題解決に向けた取組みを行った。 |
| 63 支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実 | 支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実 | 支援教育コーディネーターの  指名：  （小・中学校・  高等学校100%） | 支援教育コーディネーターの  指名：  （小・中学校・  高等学校100%） | ◎ | 支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実 | ◆小・中学校  府教育庁が府内市町村を対象にした学校訪問を行い、支援教育の推進状況を把握した。また、校内委員会や支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の状況を調査し、市町村教育委員会へ指導助言を行った（２回）。  ◆高等学校  支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の状況を調査し、校長に対して指導助言を行った。 |
| 17 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実  《基本的方向③》 | 64 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用促進 | 府立支援学校に入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎを行っている割合  いずれについても100％をめざす | 府立支援学校に入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎを行っている割合  就学前施設から小学部1年生：76.0%  小学校から中学部1年生：68.7%  中学校から高等部1年生：72.9%  （平成29年度） | 府立支援学校に入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎを行っている割合  就学前施設から小学部１年生：  81.0%  小学校から中学部１年生：  95.3%  中学校から高等部１年生：  93.7% | × | 「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進 | ◆「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」整備状況調査を７月に実施し、引継ぎ状況を把握した。  また、９月のリーディングスタッフ実践協議会で、市町村別の引継ぎ率データについて情報提供した。  引継ぎ率の低かった市町村では、引き続き支援学校、市町村教育委員会、双方からの働きかけを行えるよう、地域ブロック会議にて引継ぎ率の向上へ向けた関係市町村教育委員会と具体的な対策を協議した。 |
| 17 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実  《基本的方向③》 | 64 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用促進 | 「個別の教育支援計画」作成状況  いずれについても100％をめざす  小学校：  令和２年度  中学校：  令和３年度  府立高校：  令和４年度 | 「個別の教育支援計画」作成状況  公立小･中学校の支援学級：100%  公立小学校の通級指導教室：80.7%  公立中学校の通級指導教室：83.1%  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立  高校：86.8％  （平成28年度） | 「個別の教育支援計画」作成状況  公立小･中学校  の支援学級：100%  公立小･中学校  の通級指導教室：  100%  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立  高校：100％ | ◎ | 「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進 | ◆小・中学校  　障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、保護者等の参画を得ながら、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図った。  ・府内市町村を対象に学校訪問を行い、先進的事例を収集  ・「個別の教育支援計画」作成・活用に係るリーフレット等を活用し、支援教育担当指導主事会などで発信  ・「個別の教育支援計画作成・活用実践報告会」を実施（１回）  ◆高等学校  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校に対し、「個別の教育支援計画」を作成し活用するよう指導助言した。 |
| 17 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実  《基本的方向③》 | 64 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用促進 | 「個別の指導計画」作成状況：  いずれについても100％をめざす  小学校：  令和２年度  中学校：  令和３年度  府立高校：  令和４年度 | 「個別の指導計画」作成状況：  公立小･中学校の支援学級：100%  公立小学校の通級指導教室：92.3%  公立中学校の通級指導教室：86.8%  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立  高校：  86.3％  （いずれについても平成28年度） | 「個別の指導計画」作成状況：  公立小･中学校  の支援学級：100%  公立小･中学校の通級指導教室：100%  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校：100% | ◎ | 「個別の指導計画」の作成・活用の促進 | ◆小・中学校  　障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、「個別の指導計画」の作成・活用の促進を図った。  ・府内市町村を対象に学校訪問を行い、効果的な活用事例を収集  ・支援教育の充実に係るヒアリングや支援教育担当指導主事会などで作成・活用に向けた指導助言  ◆高等学校  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校に対し、「個別の指導計画」を作成し活用するよう指導助言した。 |
| 18 発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援  《基本的方向④》 | 65 通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援 | － | － | － | － | 障がい理解教育の推進 | ◆小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等教職員を対象に障がい理解教育研修会（Web開催）を実施した（参加者数1,150名）。  ◆市町村教育委員会への調査等を通じて、全ての学校において障がい理解教育が実施されているか確認・指導した。 |
| 18 発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援  《基本的方向④》 | 65 通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援 | 発達障がい等支援を必要とする児童に対する指導・支援体制の充実 | ３市の各指定校に大学教授を学校経営スーパーバイザーとして派遣  － | 本事業において、府内３市をモデル市とし、研究協議を実施（各市10回、計30回）  実践報告会を開催（2/15開催） | ◎ | 令和４年度「市町村リーディングチーム」充実支援事業 | ◆豊中市、枚方市、東大阪市をモデル市とし、「リーディングチーム」のあり方や運用方法、巡回相談のシステム等について指導助言を行う学識経験者を派遣した。  ◆本事業で得られた研究成果を府内に発信・普及するために、各市町村支援教育担当指導主事を対象に「実践報告会」を開催した。 |
| － | － | － | － | － | ◆「高等学校における支援教育推進フォーラム」を実施し、発達障がいのある生徒の指導・支援に資する基調講演と、府立高校における実践発表を行った。  ◆10月に大阪大谷大学と連携し、府立高校の進路指導担当者等を対象に「発達障がいのある生徒の進路研修会」を実施した。 |
| 66 地域における支援体制の充実（発達障がい者支援センターの運営） | 相談支援：  2,750件  （令和２年度） | 相談支援：  3,504件  （平成28年度） | 相談支援：  2,420件 | － | 発達障がい者支援センター運営事業 | ◆発達障がい児者及びその家族から寄せられる日常生活や医療、教育、就労等に関する相談について、助言及び情報提供を行った。また、相談者の主訴や必要に応じて、医療機関や地域障害者職業センター等の就労支援機関と連携し支援を実施した。 |
| 関係機関への助言：650件  （令和２年度） | 関係機関への助言：181件  （平成28年度） | 関係機関への助言：584件 | － | ◆相談支援事業所、地域活動支援センター、就労支援機関、市町村行政機関等に対し、発達障がいの特性に合わせた支援方法等について助言や情報提供を行った。  ◆医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関の職員等に対して、発達障がいの理解と支援についての研修会を実施した。 |
| 外部機関や地域住民への研修・啓発：50件  （令和２年度） | 外部機関や地域住民への研修・啓発：36件  （平成28年度） | 外部機関や地域住民への研修・啓発：21件 | － |
| 19 私立学校における障がいのある子どもへの支援《基本的方向⑤》 | 67 支援教育の充実にむけた取組みの支援 | 支援教育に関する研修を受講した私立幼稚園等教諭：90％ | 支援教育に関する研修を受講した私立幼稚園等教諭：67.6％  （平成27年度） | －  （令和元年度の国調査から当該項目が削除されたため） | － | 私立幼稚園等教諭を対象とする研修機会の拡大 | ◆私立幼稚園等教諭が受講できる研修機会の拡大とともに、府教育センターや支援学校主催の研修会に関する情報を私立幼稚園等に提供した。 |
| 私立幼稚園等の特別支援教育助成事業 | ◆私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を受け入れ特別な配慮を行っている私立幼稚園等217園に助成を行った。 |

【指標の点検結果】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **指標** | **目標値**  **（目標年次）** | **実績値** | | | | | |
| **計画策定時** | **H30** | **R1** | **R2** | **R3** | **R4** |
| ○指標20  知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率 | 35%をめざす | 26.2%  （平成28年度） | 28.7%  (５月１日現在) | 28.5％  (５月１日現在) | 26.4%  (５月１日現在) | 27.2%  (５月１日現在) | 27.6%  (５月１日現在) |
| △ | △ | △ | △ | × |
| ○指標21  府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率 | 100%をめざす | 91.6％  （平成28年度） | 92.8％ | 92.6％ | 95.5% | 95.5% | 96.3％ |
| △ | △ | ○ | △ | × |
| ○指標22  公立小・中学校で通級による指導を受けている児童・生徒の「個別の教育支援計画」  「個別の指導計画」の作成率 | ・個別の教育支援計画  　小学校：100%をめざす  （令和２年度）  　中学校：100％をめざす  （令和３年度）  ・個別の指導計画  　小学校：100％をめざす  （令和２年度）  　中学校：100％をめざす  （令和３年度） | 個別の教育支援計画  　小学校：80.7％  　中学校：83.1％  個別の指導計画  　小学校：92.3％  　中学校：86.8％  （平成28年度） | いずれも100% | いずれも100% | いずれも100% | いずれも100% | いずれも100% |
| ○ | ○ | ○ | 〇 | ◎ |

【自己評価】

【基本的方向①】「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。

・「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針（令和2年10月）」に基づき、令和６年４月に開校する元府立西淀川高校を活用した支援学校の改修工事や、生野支援学校の移転に関する基本計画の策定など、教育環境の確保に取り組んでいる。

・大阪市立高等学校の府への移管に伴い、府立桜宮高等学校及び府立東淀工業高等学校に引き続き知的障がい生徒自立支援コースを設置し、自立支援推進校を11校とした。

・令和４年度についても引き続き、児童生徒の増加及び乗車時間短縮に向けて通学バスを７台増車するなどを行った。その結果、乗車時間が60分を超えた割合は、前年度より0.4％減少した一方で、全体の2.3％の児童生徒は、乗車時間が60分を超えており、今後も、乗車する児童生徒の増加及び長時間乗車の課題に対応するための通学バスの効率的なコース編成等を検討していくことが必要である。

【基本的方向②】障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。

・令和２年度から令和４年度の間、思斉支援学校、交野支援四條畷校をモデル校として、「キャリア教育支援体制強化事業」に取り組んだ。具体的には、早期からの職業教育・キャリア教育を基軸とした教育課程の再編を行うため、キャリア教育アドバイザーを派遣し、働くことの意義や必要性等の指導、啓発に取り組んできた。令和３年度には２校の実践を府立支援学校全体に中間報告会として情報共有したほか、最終年度である令和４年度に成果報告書を作成、府立支援学校全校へ配付した。これら実践の共有を活用しながら、全校における授業改善をさらに進めていく。併せて、職業学科を設置する、知的障がい高等支援学校を拠点とした各地域での就労支援のノウハウを共有し、就職率の向上を図る。

・令和４年度知的障がい支援学校高等部卒業者の就職率は27.6％（５月１日現在）であり、就職希望者の就職率は、96.3％であった。就労支援を充実させる取組みとして、これまで教員･生徒等を対象とした就労支援研修の実施により、生徒の就労意欲醸成を図っている。今後も企業等との連携を図り、職場実習先の開拓をすすめ、ジョブマッチングの選択肢を広げる取組みを強化していく。

【基本的方向③】「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。

・公立小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成率は平成30年度以降100％を維持している。引き続き「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」がより一層活用されるよう、市町村教育委員会へ指導・助言を行うとともに、効果的な活用事例の発信等に努める。

・令和３年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出に伴い、認定講習の２科目以外の講習を中止したため、府内の公立支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有率は、令和４年度は87.5%(令和４年５月１日時点)であり、令和３年度の86.5%から１ポイントの上昇に留まったが、令和４年度は、特別支援学校教諭免許状保有率を向上させるため、感染防止対策を講じながら、夏季休業中に行う認定講習（７科目）に加えて、大阪大谷大学の協力のもと第２認定講習を実施した（10科目延べ1940名）。引き続き、支援学校教員一人ひとりの免許取得状況や単位修得状況を把握し、免許状未保有者への認定講習受講を強く促すなど、免許状保有率向上に粘り強い取組みを進めるとともに、より効果的な対応策を講じていく。

【基本的方向④】関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。

・小・中学校においては、「通常の学級における発達障がい等支援事業」（平成25～27年度）における成果を普及するため、毎年度研修でとりまとめた資料の活用、普及を実施してきたところ、互いを認め合う集団づくりや、授業に集中しやすくなる教育環境の整備、子どもたちが学習の見通しが持てるような授業づくりが進んだ。今後もさらなる支援の充実をめざし、研修等を実施していく。

・令和４年度「市町村リーディングチーム」充実支援事業において、各市町村に設置されている「リーディングチーム」のチーム力向上や、「リーディングチーム」構成メンバーの専門性向上を図り、域内の小中学校等からの支援要請に対応できる体制づくりについて研究を行うとともに、「実践報告会」を開催し、本事業の成果を府内に発信した。

・高校においては、高校生活支援カードを活用して生徒の状況や保護者のニーズを把握し、高校卒業後の社会自立に向けて学校生活を送ることができるよう適切な指導・支援の充実につなげた。また、高等学校における支援教育推進フォーラムや、支援教育コーディネーター研修、発達障がいのある生徒の進路研修会等を開催し、障がいのある生徒への支援事例等を発信するとともに、支援教育サポート校の積極的な活用を促した。今後とも研修など様々な取組みを通じてインクルーシブ教育の推進に努める。

【基本的方向⑤】私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

・私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園等教諭が受講できる研修機会の拡大や、障がいのある幼児を受け入れ、特別な配慮を行っている私立幼稚園等に対する助成、障がいのある子どもが安心して通える学校づくりへの支援を行った結果、幼稚園の特別支援教育費補助金の対象園児は平成24年度609人から令和４年度は1,526人に増加した。

|  |
| --- |
| （参考）新型コロナウイルス感染症対応について（主なもの・令和４年度実施内容を含む）  ○ 臨時休業等について  ・ 学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、原則として学校全体を臨時休業とした。ただし、状況に応じて、保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえ、例えば、課程や学部、学級等別に実施した。  ・ 令和4年1月27日以降は、直近３日間の陽性者又は濃厚接触者が学級において複数（15％以上）確認された場合に、原則３日間の学級閉鎖とし、そのうえで学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は学年閉鎖とした。なお、複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則３日間の学校全体の臨時休業とした。  ◆府立学校での臨時休業及び陽性者の状況について（R3年度）  臨時休業　　　　　　1,170校  　　　　生徒陽性者報告数　　1,919名  ※ 臨時休業には、学校全体だけでなく学級閉鎖、学年閉鎖等を含む。  ○ 学校活動等への支援について  ・ 各校にて、自主学習ができるような教材の送付やICTを活用した動画配信を行った。  ・ 大阪府及び教育センターのホームページにおいて、家庭学習教材等の情報発信や、授業動画等の配信を行うとともに、教員向けに、既存の校内環境の中ですぐに動画を撮影・作成できるよう、授業動画の作り方をまとめた資料を配信した。  ・ 衛生管理に留意しつつ子どもの安全を確保するため、スクールサポートスタッフを配置した。  ・ 児童・生徒へ直接携わる教員の業務（摂食・更衣・医療的ケアなど）を支援する学習支援員を配置した。    ○ 心のケアについて  ・ 大阪府教育センターにおいて、これまで実施の電話やメール、SNSを活用した教育相談において、新型コロナウイルス感染症が原因で様々な不安や悩みを抱える児童生徒にも対応した。 |

（参考）

|  |  |
| --- | --- |
| ◆指標20　知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率 | **◆**指標22 公立小・中学校で通級による指導を受けている児童・生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成率 |
| ※調査は各年３月末現在 |  |
| ◆通学バスの乗車時間が片道60分を超える児童生徒の割合 | ◆特別支援学校教諭免許保有率 |
|  | H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 |
| ※ 文部科学省調べ　　　※ 調査日は各年５月１日現在  ※ いずれの数値も「当該障がい種の免許保有者」と「自立教科等の免許状保有者（当該障がい種）」、「他の障がい種の免許状保有者」、「自立教科等の免許状保有者（他障がい種）」を合わせた割合を示す。 |